

一般財団法人福岡県建築住宅センター

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項の長期優良住宅建築等計画の法第6条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る料金の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査に係る料金の額は、技術的審査依頼一件につき、戸建住宅、共同住宅等の区分により、別表1-1から別表3に掲げるとおりとする。

2 別表(イ)欄の延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積（計画の変更により延べ面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の面積も含む。）について算定する。

(技術的審査に係る料金を減額するための要件)

第3条 技術的審査に係る料金は、次に掲げる場合に減額できるものとする。

- (1) 依頼者又は施工者として同一年度内の技術的審査依頼戸数の累計が戸建住宅にあっては25戸、共同住宅にあっては100戸を超えた者が関係する依頼。
- (2) 前年度において、前号に定める依頼実績を有する者が関係する依頼。
- (3) センターと技術的審査業務に関する請負契約等の年間契約を締結する者が関係する依頼
- (4) センターが技術的審査業務の普及促進等のために期間・戸数等を限定した場合、これに応じた者が関係する依頼。
- (5) 依頼者又は施工者として同一年度内の技術的審査依頼戸数の戸建住宅もしくは共同住宅の戸数の累計が(1)に定める戸数をそれぞれ超えることが見込まれる者として理事長が認めた者が関係する依頼。

(附則)

この規程は、平成21年5月25日より施行する。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成27年8月6日より施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1 - 1 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金

(単位：円、税込 (税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金
戸建住宅		55,000 [41,800] <37,400>
共同住宅等	200㎡以内	$55,000 + 2,200 \times M \times \beta$ [41,800 + 2,200 × M × β] <37,400 + 2,200 × M × β >
	200㎡超 ~ 500㎡以内	$134,200 + 2,200 \times M \times \beta$ [99,000 + 2,200 × M × β] <88,000 + 2,200 × M × β >
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	$213,400 + 2,200 \times M \times \beta$ [158,400 + 2,200 × M × β] <139,700 + 2,200 × M × β >
	1,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	$421,300 + 2,200 \times M \times \beta$
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	$775,500 + 2,200 \times M \times \beta$
	5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	$1,354,100 + 2,200 \times M \times \beta$
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	$2,505,800 + 2,200 \times M \times \beta$
	20,000㎡超 ~ 30,000㎡以内	$3,600,300 + 2,200 \times M \times \beta$
	30,000㎡超	$4,398,900 + 2,200 \times M \times \beta$
<p>※ 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る技術的審査、住宅型式性能確認を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る技術的審査、及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る技術的審査料金については、軽減されるセンターの業務量の区分に応じてそれぞれ適用する。</p> <p>[] : 業務量が概ね20%以上40%未満軽減 < > : 業務量が概ね40%以上軽減</p> <p>※ M : 共同住宅等の審査対象住戸数 ※ β : 同一間取低減係数 (ただし、$0.5 \leq \beta \leq 1$)</p>		

別表1-2 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金

【住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価をセンターに同時に申請する場合】

(単位：円、税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金
戸建住宅		9,900
共同住宅等	200㎡以内	$9,900 + 2,200 \times M \times \beta$
	200㎡超 ～ 500㎡以内	$18,700 + 2,200 \times M \times \beta$
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	$29,700 + 2,200 \times M \times \beta$
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	$44,000 + 2,200 \times M \times \beta$
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	$82,500 + 2,200 \times M \times \beta$
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	$138,600 + 2,200 \times M \times \beta$
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	$226,600 + 2,200 \times M \times \beta$
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	$286,000 + 2,200 \times M \times \beta$
	30,000㎡超	$300,300 + 2,200 \times M \times \beta$
※ M：共同住宅等の審査対象住戸数 ※ β ：同一間取低減係数(ただし、 $0.5 \leq \beta \leq 1$)		

別表2-1 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金(法第8条)

【当該計画の変更に係る直前の技術的審査をセンターから受けている場合】

【センターが技術的審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合】

(単位：円、税込(税率10%))

(い) 1棟の延べ面積		(ろ) 技術的審査料金			
戸建住宅		27,500 [20,900] <18,700>			
		基本料金 (※1)	加算額(住棟)		加算額(住戸)
共同住宅等			耐震性	3事項 (※2)	3事項 ・住戸数(※3)
	200㎡以内	13,200 [9,900] <8,800>	27,500 [20,900] <18,700>	14,300 [11,000] <9,900>	1,100×Σ(mi)
	200㎡超 ~ 500㎡以内	33,000 [24,200] <22,000>	67,100 [49,500] <44,000>	34,100 [25,300] <22,000>	
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	52,800 [39,600] <34,100>	106,700 [79,200] <70,400>	53,900 [39,600] <35,200>	
	1,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	104,500	211,200	105,600	
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	193,600	388,300	193,600	
	5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	337,700	677,600	338,800	
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	625,900	1,252,900	627,000	
	20,000㎡超 ~ 30,000㎡以内	899,800	1,800,700	899,800	
	30,000㎡超	1,098,900	2,200,000	1,100,000	
※ 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る技術的審査、住宅型式性能確認を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る技術的審査、及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る技術的審査料金については、軽減されるセンターの業務量の区分に応じてそれぞれ適用する。 [] : 業務量が概ね20%以上40%未満軽減 < > : 業務量が概ね40%以上軽減					
※ 基本料金はすべての変更において適用する。 ※ 住棟3事項(劣化、維持、高齢)はこのうち一事項でも変更すれば適用する。 ※ 住戸3事項(可変性、断熱等、住戸面積)は変更事項ごとに適用するが、Σ(mi)は3事項のうち、変更がある事項ごとの住戸数の和で、1,100×Σ(mi)円の限度額は、2,200円×審査対象住戸数(M)×同一間取低減係数(β)とする。 ※ 申請書の記載事項のみの変更については、1住戸につき2,200円とする。					

別表 2-2 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金(法第8条)

【当該計画の変更に係る直前の技術的審査をセンター以外の者から受けている場合】

(単位：円、税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金
戸建住宅		55,000 [41,800] <37,400>
共同住宅等	200㎡以内	$55,000 + 2,200 \times M \times \beta$ [41,800 + 2,200 × M × β] <37,400 + 2,200 × M × β >
	200㎡超 ~ 500㎡以内	$134,200 + 2,200 \times M \times \beta$ [99,000 + 2,200 × M × β] <88,000 + 2,200 × M × β >
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	$213,400 + 2,200 \times M \times \beta$ [158,400 + 2,200 × M × β] <139,700 + 2,200 × M × β >
	1,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	$421,300 + 2,200 \times M \times \beta$
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	$775,500 + 2,200 \times M \times \beta$
	5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	$1,354,100 + 2,200 \times M \times \beta$
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	$2,505,800 + 2,200 \times M \times \beta$
	20,000㎡超 ~ 30,000㎡以内	$3,600,300 + 2,200 \times M \times \beta$
	30,000㎡超	$4,398,900 + 2,200 \times M \times \beta$
<p>※ 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る技術的審査、住宅型式性能確認を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る技術的審査、及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る技術的審査料金については、軽減されるセンターの業務量の区分に応じて適用する。 [] : 業務量が概ね20%以上40%未満軽減 < > : 業務量が概ね40%以上軽減</p> <p>※ M : 共同住宅等の審査対象住戸数 ※ β : 同一間取低減係数 (ただし、$0.5 \leq \beta \leq 1$)</p>		

別表 2-3 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金(法第8条)

【住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価をセンターに同時に申請する場合】

(単位：円、税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金
戸建住宅		4,950
共同住宅等	200㎡以内	4,950
	200㎡超 ～ 500㎡以内	9,350
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	14,850
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	22,000
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	41,250
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	69,300
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	113,300
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	143,000
	30,000㎡超	150,150
※ 申請書の記載事項のみの変更については、1住戸につき2,200円とする。		

別表 2-4 長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査料金(法第9条)

【譲受人が決定したことによる計画の変更の場合】

(単位：円、税込(税率10%))

	(い) 1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金
戸建住宅		4,950
共同住宅等	200㎡以内	4,950
	200㎡超 ～ 500㎡以内	9,350
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	14,850
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	22,000
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	41,250
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	69,300
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	113,300
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	143,000
	30,000㎡超	150,150
※ 申請書の記載事項のみの変更については、1住戸につき2,200円とする。		

別表3 共同住宅等の技術的審査及び計画の変更に係る技術的審査で、構造棟数が2以上の
場合の追加料金

【申請上1棟であるが、2以上の部分がエキスパンジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物のうち、住戸のある建築物の部分（以下「別棟」という。）が2以上存在する共同住宅等の場合】

（単位：円、税込（税率10%））

	(い) 別棟1棟の延べ面積	(ろ) 技術的審査料金
共同住宅等	200㎡以内	26,400
	200㎡超 ～ 500㎡以内	48,400
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	77,000
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	149,600
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	277,200
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	480,700
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	891,000
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以内	1,278,200
	30,000㎡超	1,567,500

※ 別棟1棟の延べ床面積区分ごとに別棟数分の料金を加算する。ただし、別棟のうち最大延べ床面積のものは除く。

[別表一覧]

別表 1 - 1 単独申請

別表 1 - 2 併願申請

別表 2 - 1 法 8 条計画変更 単独申請
※直近がセンター（大規模変更、再依頼含む）

別表 2 - 2 法 8 条計画変更 単独申請
※直近が他機関

別表 2 - 3 法 8 条計画変更 併願申請

別表 2 - 4 法 9 条計画変更

別表 3 共同住宅等の技術的審査及び法第 8 条により計画の変更をする場合の
技術的審査で、構造棟数が 2 以上の場合の追加料金